

「メタル回線のコストの在り方に関する検討会」報告書(案)に対する意見及びそれに対する考え方(案)

1. 総論

意見	考え方(案)
<p>意見1 報告書(案)にて耐用年数の見直し、メタル回線と光ファイバ回線の配賦方法の見直し等の方向性が示されたことは大変望ましいことであり、早急を実現していただくことを要望。</p>	<p>考え方1</p>
<p>○ ADSLサービスの利用者の減少傾向は年々加速している状況にあり、当社においてはADSL設備の撤去や集約等により可能な限りのコスト削減を行い事業の採算性確保に努めています。しかしながら、接続料については接続事業者の努力だけでは削減ができないコストであり、急激な上昇傾向によりサービス継続上に大きな影響を与える水準となっています。</p> <p>光ファイバサービスを利用できない環境にありADSLサービス以外の選択肢がない利用者も存在しており、接続事業者として、利用者の利便性を損なわずサービス提供を行う必要がある状況下、報告書(案)にて耐用年数の見直し、メタル回線と光ファイバ回線の配賦基準の見直しの方向性が示されたことは大変望ましいことであり、早急を実現していただくことを要望します。</p> <p>(イー・アクセス)</p> <p>○ 「メタル回線のコスト在り方に関する検討会」(以下、検討会)の開催については、平成 19 年に実施された「電気通信事業における会計制度の在り方に関する研究会」以来の関係者を交えた本格的な検討の場であり、種々の環境変化に対応した接続料の適正化に向けた有効な営みであったことと理解しています。総務省殿におかれては今後とも関係当事者間の協議の促進と適正な接続ルールの整備による競争環境の発展にご尽力いただけることを期待いたします。</p> <p>(TOKAI コミュニケーションズ)</p> <p>○ 耐用年数の見直し及び施設保全費のメタル回線と光ファイバ回線への配賦方法の見直しの方向が示され、一定程度のコスト適正化が図られることは望ましいと考えます。</p>	<p>○ 報告書(案)に対する賛成の意見として承る。</p>

(ソフトバンク BB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)	
意見2 NTT東西において不断のコスト削減を実施していくことが必要であり、光ファイバ接続料の更なる低廉化を妨げるような対応は取るべきではない。	考え方2
<p>○ 日本の固定通信市場においては、メタルから光ファイバへのマイグレーションが進展しているところであり、国民利便の維持・向上の観点から、メタル回線については、需要減少に伴う接続料上昇を抑制しつつ、主な移行先の1つである光ファイバについては、接続料を更に低廉化させ、ユーザーが円滑に移行できるような環境を整備することが非常に重要と考えます。同時に、NTT東・西と同等の利用環境を早期に整えることも肝要です。</p> <p>平成25年度ドライアップ接続料においては、災害特別損失の接続料原価への算入を複数年度で反映することによりNTT東日本における接続料が若干ながら低減されたものの、メタル回線に係る接続料は依然として高い水準で推移しており、競争事業者の事業環境が厳しい状況にあることに変わりありません。</p> <p>他方、光ファイバ接続料は低廉化傾向にあるものの、FTTH市場における更なる競争促進、ユーザー利便の向上のためには、現行水準よりも更に低廉化させていく必要があると考えます。</p> <p>今回、「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」答申(以下、「ブロードバンド答申」と言う。)を踏まえ、メタル回線と光ファイバの配賦見直し等に関する議論がなされたところですが、メタル回線に係る接続料の上昇を抑制するために、メタル回線のコストを光ファイバ側に寄せると、光ファイバ接続料が横ばいなし上昇に転じる懸念があり、メタルから光へのマイグレーションやFTTH市場における競争を後退させ、ユーザー利便を損なうことになりかねません。さらに、メタル回線に係るコストの直接的な削減につながらないことも踏まえると、合理的な対応ではないと考えます。</p> <p>本来は、これまで情報通信行政・郵政行政審議会答申※からの要請にあるとおり、一義的には、NTT東・西において不断のコスト削減を実施していくことが必要であり、光ファイバ接続料の更なる低廉化を妨げるような対応は取るべきではありません。</p> <p>※「NTT東西に対し、移行の進展に伴うトラヒック・回線数の減少に応じ、一層のコスト削減効果が出るように努めることを要請すること」(情報通信行政・郵政行政</p>	<p>○ メタル回線のコストは、毎年度減少傾向にあるが、コストの減少率を需要である稼働回線数の減少率が上回っていることから、接続料が上昇傾向にある。</p> <p>具体的には、平成20年度から平成23年度までの間の費用別内訳を見ると、メタル回線コストの50%弱を占める施設保全費については平均年9%程度減少している一方、メタル回線コストの20%超を占める減価償却費については、平成21年度にNTT東西において土木設備の耐用年数が27年から50年に見直されたことにより、減価償却費が大幅に減少しているが、それ以外の年度においては、減少割合は平均年約5%程度となっている。</p> <p>NTT東西においては、引き続き、一層のコスト削減効果が出るように努めることが適当であり、報告書(案)に示したとおり、現在のメタル回線の需要の減少動向を踏まえれば、今後の新規投資に当たっては、可能な限り効率的に行うことが求められる。</p> <p>○ メタル回線と光ファイバの配賦の見直しについては、報告書(案)に示したとおり、活動と費用との因果性について相当の合理性を有する基準を用いるという活動基準帰属の考え方を維持しつつ、メタル回線から光ファイバ回線への需要の移行という環境変化を、より適切に反映した配賦を実現するために、施設保全費等の配賦方法の見直しを行うものであり、一定の合理性が認められるものと考えられる。</p> <p>他方、FTTHの事業環境を損なわないようにする観点から、配賦方法の見直しの影響により、加入光ファイバ接続料が前年度よりも上昇することとなる場合には、影響緩和措置の可否を判断し、その方法としては、例えば、メタル回線の接</p>

<p>審議会答申(平成24年3月29日) 「NTT東西に対し、トラヒック・回線数の減少に応じ、一層のコスト削減効果が出るように努めることを要請すること」(情報通信行政・郵政行政審議会答申(平成23年3月29日)) (KDDI)</p>	<p>続料と加入光ファイバ接続料の原価において、見直しの影響を単年度ではなく複数年度で反映すること等により、調整を行うことが適当である。</p>
---	--

2. 第1章 メタル回線接続料に関する環境変化に伴うメタル回線コスト見直しの必要性

3. 第2章 メタルケーブルの未利用芯線コストの扱い

意見	考え方(案)
<p>意見3 物理的対応、会計的対応及び接続料算定上の対応のいずれも採り得る方策ではない旨の考え方に賛同。</p>	<p>考え方3</p>
<p>○ 報告書案では、物理的対応(メタルケーブルの撤去並びに収容替え)、会計的対応(有姿除却及び減損処理)及び接続料算定上の対応(コロケーションの有無に着目したメタル接続料の算定)のいずれも採り得る方策ではない旨の考え方が示されています。 当社としては、未利用芯線に係るコストについては、業務運営上、不可避免的に発生しているものであり、当社も含めたメタル回線を使用する事業者で応分に負担していただくざるを得ないことから、報告書案に賛同いたします。 (NTT東西)</p>	<p>○ 報告書(案)に対する賛成の意見として承る。</p>
<p>意見4 未利用芯線コストの除外については、今後も引き続き検討していくべき課題であることを追記すべき。</p>	<p>考え方4</p>
<p>○ 1. メタルケーブルの未利用芯線の現状(2)未利用芯線が発生する理由③において、「一定の予備芯線を確保する必要がある」とするのであれば、適正な予備芯線の割合について検証すべきと考えます。 2. メタルケーブルの未利用芯線コストに関する考え方(1)物理的対応1)メタルケーブルの撤去において、東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話株式会社殿(以下、NTT東西殿)によれば「今後の利用見込みがない場合はメタルケーブルを撤去している」とありますが、撤去実績や撤去を行う際の判断基準については、適切な判断によるコスト削減が行われているかを検証可能とするため、接続</p>	<p>○ メタルケーブルの芯線使用率の低下については、報告書(案)に示したとおり、メタルケーブルの構造上、撤去はケーブル単位で行われるため、芯線使用率が低下しても、同一ケーブル内に他の利用者の使用芯線が存在する限り、当該ケーブルはそのままでは撤去できないことが大きな原因となっている。また、メタルケーブルの収容替え・撤去についても、基本的には経済的に合理的でないことから、メタルケーブルの多くは残置せざるを得ない状況にあるものである。</p>

事業者に対して公開すべき情報であると考えます。

ユニバーサルサービスとドライカッパはサービス提供の趣旨が異なることや、未利用芯線は専らユニバーサルサービスの維持のために残置されているにもかかわらず、当該コストをドライカッパ接続料で負担する構造となっていることから、本来、原価の算定根拠としては区別すべきであり、DSLに係る設備がコロケーションされていない局舎のコストを算定対象から除外することは合理性のある対応と考えます。

(4)メタルケーブルへの新規投資2)新規投資の効率化において、「メタルケーブルの多くは残置せざるを得ない状況にある」とあり、現時点の経済合理性のみで判断し結論付けることは時期尚早であり適切な表現ではないと考えます。まず、NTT東西殿には、メタル回線のマイグレーションに関する方針を明らかにいただき、将来的にメタルケーブルをどう扱うのか、今後の在り方について検討すべきと考えます。

そのため、未利用芯線コストの除外については、今後も引き続き検討していくべき課題であることを追記していただきたいと思います。

(イー・アクセス)

なお、未利用芯線に係るコストのうち、電柱・土木設備に係る費用については、帰属基準が契約者数比に見直されることから、費用の配賦について未利用芯線の影響を受けることはなくなる。また、メタルケーブルの施設保全費については、未利用芯線の有無にかかわらず、ケーブル単位で保守が必要になるものである。

○ メタルケーブルの撤去実績や撤去を行う際の判断基準について接続事業者に対して公開すべきとの意見については、撤去実績についてはNTT東西の経営情報に当たり得るものと考えられる。

また、撤去を行う際の判断基準については、報告書(案)に示したとおり、NTT東西は、同一ケーブル内に利用者が存在しなくなり、今後の利用の見込みもない場合には、当該ケーブルを除却・撤去しているとしている。

○ ドライカッパ接続料原価からDSL・直収電話に係る設備がコロケーションされていない局舎におけるメタル回線のコストを除くことについては、報告書(案)に示したとおり、

・基本的に、DSL・直収電話に係る設備がコロケーションされていない局舎におけるメタル回線についても、接続事業者も潜在的に利用可能なものであり、NTT東西の利用部門やメタル専用線として利用する接続事業者との公平性の観点からも、接続料の算定に際しては、原価において区別することとはされていないこと

・DSL・直収電話に係る設備がコロケーションされている局舎は、大規模で需要が多い箇所と考えられることから、当該措置は公平性の観点から必ずしも望ましいものではないこと

・また、ドライカッパ接続料原価と加入電話等で用いられるメタル専用線接続料原価とについて、設備構成の相違以外の

	<p>観点で、コストの負担割合を変えることは、ユニバーサルサービス制度の加入電話(基本料)の補填額の算定方法の見直しが必要になる可能性がある点を考慮する必要があることから、これを採用すべきとの結論に至らなかった。</p> <p>○ なお、報告書(案)に示したとおり、ユニバーサルサービスの提供は、当面その大宗はメタル回線によるものと考えられるが、現状では、メタルケーブルを撤去できない理由は、①メタルケーブルの構造上撤去はケーブル単位で行われるため、未利用芯線が発生しても、同一ケーブル内に他の利用者の使用芯線が存在する限り、当該ケーブルはそのままでは撤去できず、②収容替えを行うことについても、基本的には経済的に合理的でないことによるものである。</p> <p>○ メタル回線から光ファイバ回線へのマイグレーションについては、平成23年12月20日付け情報通信審議会答申「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」(以下「ブロードバンド答申」という。)において、「アクセス回線の加入光ファイバ回線への移行について、関係者が一定のスケジュールを可能な限り早期に共有した上で、移行の円滑化に向けた様々な方策について検討していくことが適当」とされている。</p> <p>○ 今後の検討については、総務省において参考とすることが適当である。</p>
<p>意見5 未利用芯線コストの扱いについては、設備削減等の効率化とともに、会計的な対処として接続会計上減損処理として扱うこと等、引き続き検討すべき。</p>	<p>考え方5</p>
<p>○ 平成23年度末時点で、メタルケーブルの芯線使用率は約32%(NTT東西殿平均)であり、今後もその使用率は低下していくものと想定されます。 本報告書(案)で示された新規投資の効率化や支障移転等における効率化は</p>	<p>○ 「固定資産の減損に係る会計基準(平成14年8月9日企業会計審議会)」においては、まず、「他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを</p>

<p>当然必要と考えますが、現時点でも、32%のメタル回線利用者で 100%のメタルケーブルコストを負担していることから、利用者数に対して過剰な設備量のコスト負担を強いる構造となっており、また、今後も利用者数の減少が予想されるため、その傾向がさらに強まっていくものと考えます。</p> <p>本検討会の議論において、効果的な対策を見出すには至っていませんが、未利用芯線コストの扱いについては、設備削減等の効率化とともに、会計的な対処として接続会計上減損処理として扱うこと等、引続き検討すべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンク BB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>生み出す最小の単位」で、減損が生じている可能性を示す事象(以下「減損の兆候」という。)があるかどうかにより、減損損失を認識するかどうかの判定を行うこととされている。</p> <p>この点、NTT東西においては、ネットワーク設備全体を一つの資産グループとして整理しており、少なくとも現時点では、ネットワーク設備全体について減損の兆候は生じていないと判断されていることから、減損損失を認識していない。</p> <p>今後、仮に、NTT東西の財務会計において、メタルケーブルを含む資産グループについて、減損の兆候が生じ、減損損失を認識した場合には、当該減損損失は損益計算上では原則として特別損失に計上されることとなる。この場合、接続料算定においては特別損失は原則として接続料原価に算入されないため、当該特別損失が適切な接続料原価として認められるか否かについては、総務省において検討を行うことが必要である。</p>
<p>意見6 本検討会は、有姿除却の方法について、あらゆる方法を検討したのか。</p>	<p>考え方6</p>
<p>○ 本検討会は、有姿除却の方法について、あらゆる方法を検討したか？また財務省 国税庁に正式な確認をとったのか？財務省 国税庁の正式な回答の記載を求む。</p> <p>(個人)</p>	<p>○ ケーブル単位で使用芯線数が0となった場合には、有姿除却を行うことも考えられるが、NTT東西によれば、ケーブル単位で使用芯線数が0となり、今後の利用の見込みも無いと判断される場合には、撤去が行われているとのことである。</p> <p>芯線単位又はユニット単位での有姿除却を適用するに当たっては、芯線単位又はユニット単位での固定資産管理が必要となるが、NTT東西によれば、ケーブルを最小単位として固定資産管理を行っているため、これに対応するには新たなシステム改修のための莫大な費用や期間を要するほか、人的費用の増大も想定されるとしている。</p>

4. 第3章 メタル回線に係る設備の耐用年数

意見	考え方(案)
<p>意見7 設備の耐用年数の見直しは、設備の使用実態を財務会計に適切に反映させることを目的に実施するもの。</p>	<p>考え方7</p>
<p>○ 設備の耐用年数の見直しは、接続料水準の調整を目的に実施するものではなく、設備の使用実態を財務会計に適切に反映させることを目的に実施するものであり、接続料水準の変動は、当該見直しを行った結果として生じるものです。</p> <p>当社としては、こうした考えに基づき、耐用年数の見直しを行った場合には、その結果に基づき接続料を算定していく考えです。</p> <p>(NTT東西)</p>	<p>○ 報告書(案)に示したとおり、「電気通信事業における会計制度の在り方に関する研究会報告書」において、仮に、使用実態を踏まえた経済的耐用年数が現に採用されている耐用年数よりも長い場合、「実績原価方式の接続料は、接続会計の設備区分に帰属した費用に基づき算定されることから、適正な使用可能期間に応じて配分されるべき額以上の減価償却費が接続料原価に算入されることにより、単年度当たりの接続事業者の負担が増加すること」等が指摘されている。</p> <p>また、同報告書においては、「会計監査等実務について十分に配慮をしつつ、まずは、NTT東西が電気通信事業会計・接続会計に経済的耐用年数を適用することを基本とすることが適当」とされている。</p>
<p>意見8 NTT東西の経済的耐用年数に係る使用実態調査の内容及び結果について、公表する等、透明性を確保すべき。</p>	<p>考え方8</p>
<p>○ メタルケーブル、電柱及び MDF について、本報告書(案)にあるとおり、実態を踏まえた経済的耐用年数への見直しを速やかに行うべきと考えます。なお、NTT 東西殿の経済的耐用年数の実態調査に関しては、その具体的な調査内容・結果を含め公表する等、透明性を確保するべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンク BB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> <p>○ NTT東西殿により平成25年5月に報告される使用実態調査の結果については、接続料算定の透明性確保と予見可能性の観点から事業者にも公表すべき内容と考えます。</p> <p>(イー・アクセス)</p>	<p>○ メタルケーブルの耐用年数の見直しについて、NTT東西において検討を行った内容及び結果については、報告書(案)第3章の3. に示したとおりである。また、この見直しによるメタルケーブルの減価償却費の影響見通しについて、当検討会における試算結果は、報告書(案)第6章1. (1)に示したとおりである。</p>

意見9 電柱及びMDFについても、実態と乖離している状況であれば、耐用年数の見直しを実施すべき。	考え方9
<p>○ 報告書(案)の耐用年数の基本的な考え方及び見直しの方向性にある通り、実態と大きく乖離している状況と考えられることから、メタルケーブルの耐用年数の見直しを実施することは適切かつ必要な対応と考えます。また、メタルケーブルと同様に、電柱及びMDFについても実態と乖離している状況であれば、耐用年数の見直しを実施すべきと考えます。</p> <p>(イー・アクセス)</p> <p>○ 1. メタル回線に係る設備の耐用年数 報告書案記載箇所 第3章 3. (1) ～現行の耐用年数である13年を超えて利用しているメタルケーブルが多数存在することが明らかになっている。このことに鑑みれば、より使用実態を踏まえた経済的耐用年数を適用することが適当と考えられる。</p> <p>第3章 3. (2) ～この点、電柱及びMDFの耐用年数については、NTT東西において、メタルケーブルのより使用実態を踏まえた経済的耐用年数の検討と合わせ検討が行われており、具体的な検討の結果については、平成25年5月に報告されることとなっている。</p> <p>弊社意見 メタルケーブルについては検討会において正味固定資産の状況や法定耐用年数を越えて利用している設備が多数存在する事が明らかになり、また経済的耐用年数を適用することが適当との踏み込んだ提言がなされました。これに対して電柱及びMDFはNTT東西による報告を待つこととされていますが、特にラインシェアリングにおいて、接続料の約4割を占めるMDFを経済的耐用年数へ見直すことはラインシェアリングのコスト構造における相対的な効果が大きいことから、耐用年数の見直しに際しては期待される効果の金額規模だけでなく、接続形態毎の相対的効果を考慮して実施の優先順位を決定していく事が望ましいと考えます。</p> <p>(TOKAI コミュニケーションズ)</p>	<p>○ 電柱及びMDFの耐用年数の見直しについて、NTT東西において検討が行われた結果については、報告書(案)第3章の3. に示したとおりである。</p>

<p>意見10 メタルケーブルの耐用年数の見直しについて直ちに実施すべき。また、光ファイバ等メタル回線以外の資産についても、使用実態を調査し、見直しを検討することが必要。</p>	<p>考え方10</p>
<p>○ メタル回線接続料に関する設備の耐用年数を使用実態に即して見直すことについては、報告書案にあるとおり、多くのメタルケーブルは法定耐用年数である13年を超えて利用していることが明らかになっているのであれば、直ちに実施すべきと考えます。</p> <p>なお、今回、メタル回線に係る一部資産の耐用年数の見直しが検討されたところですが、NTT東・西におけるコスト効率化の観点から、光ファイバ等メタル回線以外の資産についても、使用実態を調査し、見直しを検討することが必要と考えます。</p> <p>特に光ファイバについては、メタル回線から光ファイバへのマイグレーションが更に進展していくことを踏まえると、一層のコスト効率化を図り、光ファイバに係る接続料の低廉化を図っていくことが重要と考えます。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>○ メタルケーブルの耐用年数の見直しについては、NTT東西において検討を行った結果、報告書(案)第3章の3. に示したとおり、平成25年度に実施される。</p> <p>○ 本検討会においては、メタル回線に係る設備のうち、NTT東西において、法定耐用年数と同じ年数を適用しているものについて検討を行ったものである。</p> <p>光ファイバの耐用年数の見直しについては、本検討会の検討の対象ではないが、使用実態との乖離が生じている場合には、NTT東西において検討を行うことが適当である。</p>

5. 第4章 施設保全費のメタル回線と光ファイバ回線への配賦方法

意見	考え方(案)
<p>意見11 今回の見直し案によって、活動基準帰属の考え方を維持しつつ、メタル回線から光ファイバ回線への需要の移行という環境変化を反映することが可能。</p> <p>なお、影響緩和措置をとる場合には、各年度において適切なコスト回収が図れるよう、光ファイバ回線だけで措置をとるのではなく、メタル回線も合わせて調整を行うべき。</p>	<p>考え方11</p>
<p>○ 2. メタル回線と光ファイバ回線の費用配賦方法の見直し</p> <p>報告書案では、ケーブル保守に係る費用の配賦方法の見直しについては、「現行の基準を精緻化し、業務の実態をより正確に反映した配賦比率を実現すると見込まれ、活動基準帰属の考え方にも適ったものであり、合理性が認められる。」とされ、また、電柱等・土木設備に係る費用の配賦方法の見直しについては、「電柱等・土木設備のメタル回線と光ファイバ回線による利用実態をより適切に反映するものと考えられ、一定の合理性が認められる。」とされています。</p>	<p>○ 報告書(案)に賛成の意見として承る。</p> <p>○ 加入光ファイバ接続料への影響緩和措置をとる場合には、光ファイバ回線だけで措置をとるのではなく、メタル回線の接続料についても合わせて調整を行うべきとの意見については、第一種指定電気通信設備全体として適正なコストの回収を図る観点から、光ファイバ接続料について影響緩和措</p>

<p>当社としては、報告書案にもあるとおり、今回の見直し案によって、活動基準帰属の考え方を維持しつつ、メタル回線から光ファイバ回線への需要の移行という環境変化を反映することが可能になると考えます。</p> <p>なお、今回の見直しによって、光ファイバ回線により多くの費用が配賦されることを踏まえ、報告書案では、光ファイバ接続料の水準が上昇する場合には激変緩和措置を講じることとされていますが、そのような場合には、各年度において適切なコスト回収が図れるよう、光ファイバ回線だけで措置を講じるのではなく、メタル回線も合わせて調整を行うべきと考えます。</p> <p>(NTT東西)</p>	<p>置をとる場合には、メタル回線の接続料の原価についても光ファイバ接続料の原価と整合するよう調整を行うことが適当である。</p>
<p>意見12 報告書案に示されたメタル回線と光ファイバ回線への配賦方法の見直しは適正な見直しであるが、メタルケーブルの未利用芯線コストに係る会計上の対応等を含めて引き続き検討を進めることが期待される。</p>	<p>考え方12</p>
<p>○ 2. 施設保全費の配賦方法の見直し</p> <p>報告書案記載箇所 第4章 2. (2)1)</p> <p>～このうち、検討会において、故障修理に係るものについては、光施設数の拡大に伴い、光ファイバケーブルに係る故障修理稼働時間の平準化が進んでいることを踏まえ、メタルケーブルと光ファイバケーブルでは1件当たりの故障修理時間に差が生じていると想定されることに着目し、これを考慮するため、基準を故障修理稼働時間比に見直す案が示された。</p> <p>報告書案記載箇所 第4章 2. (2)2)</p> <p>～これを踏まえ、検討会において、電柱等・土木設備に係る費用については、メタル回線の利用者と光ファイバ回線の利用者の多寡に応じて適切に配賦されるよう、契約者数を基準とする方法に見直す案が示された。</p> <p>弊社意見</p> <p>上記の見直しはいずれもメタルと光ファイバの利用実態に合わせた配賦方法として適正な見直しであると思いますが、今回の検討会では具体的な措置が見送られたメタルケーブルの未利用芯線コストに係る会計処理の取扱い等を含めて引き</p>	<p>○ 報告書(案)に賛成の意見として承る。</p> <p>○ 未利用芯線コストに係る減損処理については、考え方5のとおり。</p> <p>○ その他、今後の検討については、総務省において参考とすることが適当である。</p>

<p>続き検討が進められることが期待されます。 (TOKAI コミュニケーションズ)</p>	
<p>意見13 施設保全費の配賦方法の見直しは、メタル回線から光ファイバへの移行が進展する環境変化を的確に反映し、接続料算定の適正化に寄与することから、実施すべき。 なお、メタル回線に係る接続料の上昇は、ドライカップのみではなくラインシェアリングでも深刻な影響を及ぼしていることから、MDFにおける配賦方法全般についても、保守作業の実態調査等を実施の上適切なものに見直すことが必要。</p>	<p>考え方13</p>
<p>○ 施設保全費における「ケーブル保守に係る費用」、及び「電柱等・土木設備に係る費用」の配賦基準見直しは、メタル回線から光ファイバへの移行が進展する環境変化を的確に反映し、接続料算定の適正化に寄与することから、実施すべきと考えます。 なお、メタル回線に係る接続料の上昇は、ドライカップのみではなくラインシェアリングでも深刻な影響を及ぼしていることから、例えば、現行の施設保全費の配賦基準となっている「芯線数比」などMDFにおける配賦基準全般についても、保守作業の実態調査等を実施の上適切なものに見直すことが必要と考えます。 (イー・アクセス)</p>	<p>○ 報告書(案)に賛成の意見として承る。 ○ 主配線盤に係る施設保全については、MDFとFTM(Fiber Terminal Module、加入光配線盤)を一体として行われていることから、主配線盤に係る施設保全費は、総芯線数比によりMDF及びFTMに配賦されている。 主配線盤に係る保全作業については、利用者によって現に利用されている回線だけでなく、芯線は主配線盤に接続されているものの保留されている回線についても実施されていることから、主配線盤に係る施設保全費の配賦の基準として総芯線数比を用いることについては一定の合理性があると考えられる。</p>
<p>意見14 ケーブル保守に係る費用及び電柱・土木設備に係る費用に関しては、本報告書(案)のとおり、配賦方法を見直すことが適当。 なお、光ファイバ回線では保全修理等に高度なスキルが必要となる等、人件費や工具においてメタル回線との相違があると想定されるため、今後これらも配賦方法の考え方に反映する等、引き続き検討すべき。</p>	<p>考え方14</p>
<p>○ 3. 施設保全費のメタル回線と光ファイバ回線への配賦方法について メタル回線から光ファイバ回線への需要の移行に伴う利用実態の変化を適切に反映する観点から、ケーブル保守に係る費用及び電柱・土木設備に係る費用に関しては、本報告書(案)のとおり、配賦基準を見直すことが適当と考えます。 なお、光ファイバ回線では保全修理等に高度なスキルが必要となる等、人件費や工具においてメタル回線との相違があると想定されるため、今後これらも配賦基</p>	<p>○ 報告書(案)に賛成の意見として承る。 ○ メタル回線と光ファイバ回線の保全修理に係る人件費や工具に係るコストの差を配賦方法に反映すべきとの意見については、NTT東西によれば、メタルケーブルに係る施設保全と光ファイバケーブルに係る施設保全は一体として行われて</p>

<p>準の考え方に反映する等、引続き検討をお願いしたいと考えます。 (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>いるとのことであるため、人件費や工具といった個別の要素について、メタル回線に係るものと光ファイバ回線に係るものに区分して比較することは困難であると考えられる。</p>
<p>意見15 報告書(案)において示された施設保全費等のメタル回線と光ファイバのコスト配賦方法の見直しは、メタル回線と光ファイバ双方の接続料算定の適正性確保、精緻化に資するものであることから 報告書(案)に賛同。 メタル回線接続料の上昇抑制、光ファイバへの移行促進等を理由に接続料算定の適正性確保及び精緻化が妨げられることが無く、かつ実態に則した配賦方法となるよう今後も見直しを進めるべき。</p>	<p>考え方15</p>
<p>○ 「メタル回線コストの在り方に関する検討会」報告書(案)において示された施設保全費等のメタル回線と光ファイバのコスト配賦基準見直しは、メタル回線と光ファイバ双方の接続料算定の適正性確保、精緻化に資するものであることから 報告書(案)に賛同いたします。 設備コストと乖離した恣意的な接続料設定は公正な競争を阻害します。接続料算定において、需要が減少するサービスの接続料は上昇傾向になることは論理的に止むを得ません。メタル回線接続料の上昇抑制、光ファイバへの移行促進等を理由に接続料算定の適正性確保及び精緻化が妨げられることが無く、かつ実態に則した配賦基準となるよう今後も見直しを進めることが重要です。 (東北インテリジェント通信)</p>	<p>○ 報告書(案)に賛成の意見として承る。 ○ 接続会計における費用の整理及び帰属については、第一種指定電気通信設備接続会計規則において、適正な基準により帰属させなければならないこととされている。 今後も、NTT東西においては、基準が実態を適切に反映しないものとなったと認められる場合には、適宜見直しを行うことが適当である。</p>
<p>意見16 施設保全費等のメタル回線と光ファイバ回線への配賦方法の見直しは、メタル回線と光ファイバ回線双方の接続料算定の更なる適正化、精緻化に資するものと考える。 しかしながら、加入光ファイバ接続料への影響緩和措置の検討にあたっては、接続料算定における恣意性の排除および公正な競争環境の確保を前提として、慎重に取組を進めるべき。 加えて、IP 網や光ファイバ回線への移行円滑化や加入光ファイバ接続料の上昇抑制を理由に、接続料算定の適正化が妨げられることのないよう、適正性向上に向けた取組を着実に推進すべき。</p>	<p>考え方16</p>
<p>○ 施設保全費等のメタル回線と光ファイバ回線への配賦方法の見直しは、メタル回線と光ファイバ回線双方の接続料算定の更なる適正化、精緻化に資するものと考えます。</p>	<p>○ 報告書(案)に示したとおり、メタル回線のコストの見直しについて、加入光ファイバ接続料への影響が大きいと認められる場合には、FTTHの事業環境を損なわないようにする観点</p>

<p>しかしながら、報告書(案)42 ページの記述(左記参照)によれば、加入光ファイバ接続料への影響緩和措置を講ずることが、メタル回線および光ファイバ回線の各接続料を恣意的に設定することになりかねないと危惧されるところです。</p> <p>そのため、加入光ファイバ接続料への影響緩和措置の検討にあたっては、接続料算定における恣意性の排除および公正な競争環境の確保を前提として、慎重に取組を進めていただくことを要望します。</p> <p>加えて、IP 網や光ファイバ回線への移行円滑化や加入光ファイバ接続料の上昇抑制を理由に、接続料算定の適正化が妨げられることのないよう、適正性向上に向けた取組を着実に推進いただくことを要望します。</p> <p>(ケイ・オプティコム)</p>	<p>から、平成26年度及び平成27年度の接続料申請に際して、加入光ファイバ接続料の水準が前年度よりも上昇する場合について影響緩和措置をとることが適当である。</p> <p>また、影響緩和措置をとる場合であっても、その方法については、例えばメタル回線の接続料と加入光ファイバ接続料の原価において、見直しの影響を単年度ではなく複数年度で反映することを例に挙げている。</p> <p>影響緩和措置をとる場合においては、接続料の認可申請を受けて、総務省において影響緩和措置の合理性を含め審査がなされることとなる。</p>
<p>意見17 メタル回線のコストについては、これまでも需要減に応じたコスト削減の実施について要請されていることを踏まえ、これまで実施しているコスト削減努力をより一層図ることが先決。光ファイバ回線へコストを寄せ、光ファイバ接続料の更なる低廉化を妨げるような対応は取るべきではなく、光ファイバに係る各種接続料が上昇しないような措置を着実に講じていくべき。</p>	<p>考え方17</p>
<p>○ 施設保全費におけるメタルと光ファイバの配賦方法の見直しについては、メタル回線に係る接続料を抑制する効果はあるものの、メタル回線と光ファイバに共通的に発生する費用のうち、メタル回線側のコストを光ファイバ側に付け替えることに過ぎず、光ファイバ接続料は大幅に上昇することになります。</p> <p>また、メタルから光ファイバへのマイグレーションの進展により、今後更にメタル回線の需要が低下していくことを踏まえると、光ファイバ側のコスト負担が必要以上に増大していくことになるため、今回の配賦方法の見直しは、マイグレーションの促進に逆行する対応であると考えます。</p> <p>メタル回線のコストについては、先述のとおり、これまでも需要減に応じたコスト削減の実施について要請されてきていることを踏まえ、これまで実施してきているコスト削減努力をより一層図ることが先決です。光ファイバ側へコストを寄せ、光ファイバ接続料の更なる低廉化を妨げるような対応は取るべきではなく、光ファイバに係る各種接続料が上昇しないような措置を着実に講じていくべきと考えます。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>○ メタル回線コストの見直しについては、ブロードバンド答申において、「IP 網への移行を進めるに当たっては、計画的な移行の影響を受ける利用者や事業者を減らし、積極的な移行を行う者を増やすことが円滑な移行に資するとの観点から、予見性と継続性を重視し、PSTN の IP 網への移行を踏まえたメタル回線における適正なコスト算定といった公正競争環境の維持が重要な課題となる。」とされたことを踏まえ、検討がなされたものであり、アクセス回線の円滑な移行にも資するものであると考えられる。</p> <p>○ 配賦方法の見直しについては、見直し後の基準は、実態をより適切に反映したもとして一定の合理性が認められるものであり、光ファイバ回線に対し必要以上の費用を上乗せするものではない。</p> <p>○ メタル回線のコストの削減については、考え方2のとおり。</p>

6. 第5章 回線管理運営費の平準化

意見	考え方(案)
<p>意見18 回線管理運営費については、現時点では現行の算定方法を継続すべき。また、回線管理運営費に係る全てのコスト要素について、現行の平準化から機能別にすることは現時点で決定すべきではない。</p>	<p>考え方18</p>
<p>○ 回線管理運営費の扱いについては、接続機能毎に接続料を設定すると料金水準に大きな差が生じる状況にあったことから、各機能を平準化して設定されているところと理解しております。現段階においてもその状況に変化がないことから、現時点では現行の算定方法を継続すべきと考えます。</p> <p>仮に機能別に算定した場合、光ファイバへ与える影響が非常に大きいことから、更なる競争促進、円滑なマイグレーションを図るためには、当面は現行の算定方法を維持し、光ファイバの需要動向を見極める必要があると考えます。したがって、回線管理運営費に係る全てのコスト要素について、現行の平準化から機能別にすることは現時点で決定すべきではないと考えます。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>○ 報告書(案)に賛成の意見として承る。</p>
<p>意見19 回線管理運営費の平準化の見直しについては、今後の料金水準の見通しを可能な限り明確化し、早期に結論を得るべき。</p> <p>なお、平準化の方法の見直しに当たっては、「機能別単価の導入」の可否のみの議論に留まらず、幅広い選択肢を用意して、市場環境に合った最適な方法を導くことが必要。</p> <p>加えて、回線管理運営費については、コスト削減を促進することも必要。</p>	<p>考え方19</p>
<p>○ 報告書(案)では、回線管理運営費の平準化の見直しは、加入光ファイバ接続料への影響や、今後の単金の予測が困難であることから、現時点では判断が難しいとの考え方が示されております。</p> <p>しかしながら、特に、当社などのDSL事業者にとっては、現状ラインシェアリング接続料の過半を占める回線管理運営費の上昇が、サービス提供に深刻な影響を与えていることから、メタル回線に係る機能のコスト負担が過度にならぬように配賦の適正化を図ることが喫緊の課題と考えます。従って、平準化の見直しについては、今後の料金水準の見通しを可能な限り明確化し、早期に結論を得るべきと考えます。</p> <p>なお、報告書(案)で示された加入光ファイバ接続料への影響等を考慮すること</p>	<p>○ 回線管理運営費の平準化の見直しについては、報告書(案)において示したとおり、現時点において、配賦方法の見直し単独でも、加入光ファイバ接続料への影響緩和措置をとることを検討せざるを得ない見込みであることを踏まえれば、配賦方法の見直しと同時に回線管理運営費の平準化の見直しを実施することは、困難であると考えられる。</p> <p>また、将来における回線管理運営費の平準化の見直しの適否の判断についても、将来のある時点における回線管理運営費の平準化の見直しによる影響は、現時点で予見することは困難であることから、今後に委ねることとし、現時点で</p>

が必要であることから、配賦方法の見直しにあたっては、「機能別単価の導入」の可否のみの議論に留まらず、幅広い選択肢を用意して、市場環境に合った最適な方法を導く必要があると考えます。一例として、機能別単価を導入した上で、光ファイバの回線管理運営費を将来原価方式によって算定することにより、加入光ファイバ接続料への影響を緩和する方法が考えられます。

また、現状オペレーションシステムの開発は光ファイバに係るものに集中しており、結果として、光ファイバのシステム開発費用をメタル回線に係る機能で負担する構造になっていることを踏まえれば、以下のように、システム開発に係る費用のみ機能別負担とする方法も選択肢として検討すべきと考えます。

- 回線管理運営費のコストのうち、システム開発費用のみ機能別に直課
- システム意見交換会などで接続事業者が要望した改修案件のシステム開発費用は、機能別に直課

加えて、回線管理運営費については、配賦方法の見直しのみではなく、コスト削減を促進することも必要と考えます。

回線管理運営費においては、システム開発やSO稼働に係るコストを、NTT東西殿が接続事業者から回線管理運営費にて全て回収可能であり、コスト削減インセンティブが機能しない構造にあることが根本的な問題点となっております。従って、NTT東西殿へのインセンティブ規制として、例えば、「コスト削減目標値」や「プライスカップ」を導入すべきと考えます。

(イー・アクセス)

行わないことが適当である。

今後の回線管理運営費の平準化の見直しについては、回線管理運営費が接続事業者のみによって負担されるものであることを踏まえ、接続事業者間においても協議を行うことが望ましい。

- 回線管理運営費のコスト削減については、平成 25 年度接続料の認可に際して、情報通信行政・郵政行政審議会答申を踏まえ、総務省からNTT東西に対し、「事業者間協議の円滑化に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ、接続の申込み等に係るオペレーションシステムのうち、コストの負担、仕様、業務フローへの影響等の点で接続事業者に対する影響が特に大きいと予想されるものについては、開発・更改に着手する前に当事者間でコストの適正性も含めて十分な協議を行い、可能な限り各当事者の意見を聴取すること。また、接続事業者から求めがある場合には、当該システム開発の必要性や費用対効果、仕様の合理性等について、引き続き、意見交換会の場合等を通じ、十分な説明を行うこと。」が要請されているところであり、コストの適正性についても協議が行われることが望ましい。
- コスト削減目標値やプライスカップの導入については、本検討会の検討対象外と考えられるため、総務省において参考とすることが適当である。

<p>意見20 回線管理運営費の平準化の見直しについては、引き続き検討すべき。</p> <p>なお、そもそも回線管理運営費に関しては、NTT東西において、コスト削減インセンティブが機能しないため、コストの適正性の検証が必要。</p> <p>NTT東西は費用対効果(人件費削減や時間短縮等)の数値、システムの開発事業者の選定方法や開発費用の算定方法等を提示すべきであるが、ほとんどの場合「経営情報」や「機密情報」等を理由に開示されないため、NTT東西が開発するシステムや更改設備等の適正性を検証することができる第三者機関の創設についても検討すべき。</p>	<p>考え方20</p>
<p>○ 4. 回線管理運営費の平準化について</p> <p>回線管理運営費の平準化の見直しについては、光ファイバ接続料への影響から、現時点で実施困難との判断が示されていますが、メタル回線接続料の上昇によりメタル回線コストの適性化も求められるため、引き続き検討すべきと考えます。</p> <p>なお、そもそも回線管理運営費に関しては、接続事業者が利用するシステムに係る開発費やシステム運用費を接続事業者のみが負担していることから、NTT 東西殿において、コスト削減インセンティブが機能しないため、コストの適正性の検証が必要と考えます。</p> <p>弊社共としては、「システム改修意見交換会」の場等で、費用対効果(人件費削減や時間短縮等)の数値、システムの開発事業者の選定方法や開発費用の算定方法等を提示頂きたいと考えますが、これらの情報については、ほとんどの場合「経営情報」や「機密情報」等を理由に開示されないため、NTT 東西殿が開発するシステムや更改設備等の適正性を検証することができる第三者機関の創設についても検討頂きたいと考えます。</p> <p>(ソフトバンク BB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>○ 今後の回線管理運営費の平準化の見直し及び回線管理運営に係るコストの削減については、考え方19のとおり。</p> <p>○ 回線管理運営に係るオペレーションシステムに関して、費用対効果の数値、システムの開発事業者の選定方法や開発費用の算定方法等を提示すべきとの意見については、考え方19のとおり。</p> <p>なお、コストの適正性の検証に必要な情報については、回線管理運営に係るオペレーションシステムに係るコストは接続事業者のみが負担するものであることから、可能な範囲で適切に開示されることが適当である。</p>
<p>意見21 回線管理運営費は接続事業者のみが負担していることから、平準化の適否の判断については関係当事者との協議と合意形成を得て適宜検討すべき。</p>	<p>考え方21</p>
<p>○ 3. 回線管理運営費の平準化</p> <p>報告書案記載箇所 第6章 2. (2)2)</p> <p>したがって、全体として、将来のある時点における回線管理運営費の平準化の見直しによる影響は、メタル回線についても、光ファイバ回線についても、現時点で予見することは困難である。このため、将来における回線管理運営費の平準化の</p>	<p>○ 今後の回線管理運営費の平準化の見直しについては、考え方19のとおり。</p>

<p>見直しの適否の判断については、今後に委ねることとし、現時点で行わないことが適当である。</p> <p>弊社意見 検討会での分析の通り平準化の影響は予測が困難であると考えますが、回線管理運営費は接続事業者のみが負担していることから、平準化の適否の判断については関係当事者との協議と合意形成を得て適宜検討されることを期待いたします。</p> <p>(TOKAI コミュニケーションズ)</p>	
<p>意見22 メタル回線と光ファイバ回線双方の接続料算定の更なる適正性向上の観点から、回線管理運営費の平準化は見直すべき。</p> <p>なお、メタルおよび光ファイバの接続料への影響緩和を検討するのであれば、まずは接続料算定の適正化を進めた後に、次の段階で検討に着手すべき。</p>	<p>考え方22</p>
<p>○ メタル回線と光ファイバ回線双方の接続料算定の更なる適正性向上の観点から、回線管理運営費の平準化は見直すべきと考えます。</p> <p>回線管理運営費の平準化について、平成 17 年 2 月 25 日情報通信審議会答申(実際費用方式に基づく平成 16 年度の接続料等の改定)において示された考え方は次のとおりです。</p> <p>ドライカップ及び光ファイバの回線管理運営費については、再意見にあるように原則的には個別に原価を算定して各々接続料を設定すべきであるが、現時点においてはその需要数が非常に少ないなど個別に回線管理運営費を設定するのは時期尚早と考えられる状況にあることから、個別に接続料を設定しなかったものである。</p> <p>したがって、これらの回線管理運営費については、回線数が十分に増加した段階で個別に算定することが適当である。(考え方2)</p> <p>一方、平成 16 年 2 月 17 日情報通信審議会答申(実際費用方式に基づく平成 15 年度の接続料等の改定(考え方3))によれば、ラインシェアリングの回線管理運営費を個別に算定している背景は、「DSL サービスの加入者数が急増」したことに</p>	<p>○ 回線管理運営費の平準化については、光ファイバに係る需要はドライカップ及びラインシェアリングと比較して小さく、依然として接続機能ごとに接続料を設定すると料金水準に大きな差が生じる状況にあることから、平成25年度接続料においても、回線管理に係る原価を接続機能ごとに算出するのではなく、ラインシェアリングとそれ以外の接続機能において管理事務の内容が異なることを踏まえ、①全接続機能において発生する費用、②ラインシェアリングのみで発生する費用、③ラインシェアリング以外で発生する費用ごとにそれぞれ単金を算出し、それに基づいて回線管理運営費が設定されているところである。</p> <p>○ 今後の回線管理運営費の平準化の見直しについては、考え方19のとおり。</p>

<p>伴う当該回線数の著しい増加に対処するためと認識しておりますが、ドライカップの稼働回線数は、ラインシェアリングのそれを上回っている(本報告書(案)参考資料1資料34)ことから、現時点においてはラインシェアリングの回線管理運営費のみを個別に算定する合理的な根拠はないものと考えます。</p> <p>前述の内容を踏まえれば、回線管理運営費の平準化を継続することは、接続料の恣意的な設定を容認することにほかならず、接続料の適正性および公正な競争環境が損なわれるものです。さらに、回線管理運営費の平準化は、コストを設備区分に帰属させる接続会計の基本的な考え方に反するだけでなく、機能毎に接続料を算定する意義も損なうものです。</p> <p>したがって、回線管理運営費の平準化をあらためて見直し、接続料算定の更なる適正化を一層推進すべきと考えます。</p> <p>なお、メタルおよび光ファイバの接続料への影響緩和を検討するのであれば、まずは接続料算定の適正化を進めた後に、次の段階で検討に着手すべき考えます。</p> <p>(ケイ・オプティコム)</p>	
--	--

7. 第6章 メタル回線コストの見直しの実施の方向性

意見	考え方(案)
<p>意見23 メタル回線コストの算定に係る情報及びメタル回線の状況に関する情報が、NTT東西の接続料申請前に公表されることは有意義。</p> <p>メタル回線コストの算定に係る情報開示については、接続料原価、乖離調整額、需要等、網使用料算定根拠と同等の情報が公表されるべき。</p>	<p>考え方23</p>
<p>○ 5. メタル回線コストの予見性向上について</p> <p>メタル回線コストの算定に係る情報及びメタル回線の状況に関する情報が、NTT 東西の接続料申請前に公表されることは、接続料の予見性を高め、また接続料の急激な変動等の課題を事前に把握・共有することで、対策等について具体的に協議することが可能となるため、大変有意義と考えます。</p> <p>なお、メタル回線コストの算定に係る情報については、接続料原価、乖離調整額、需要等が網使用料算定根拠と同等レベルで公表されることを希望します。</p> <p>(ソフトバンク BB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>○ 報告書(案)に賛成の意見として承る。</p> <p>○ メタル回線コストの算定に係る情報について接続料原価、乖離調整額、需要等が網使用料算定根拠と同等レベルで公表されるべきとの意見については、報告書(案)に示したとおり、</p> <p>①ドライカップ接続料及びメタル専用線接続料の原価並びにその内訳</p>

	<p>②ドライカップ接続料及びメタル専用線接続料の稼働回線数</p> <p>③回線管理運営費の機能別原価及びその内訳</p> <p>④回線管理運営費の各機能に係る稼働回線数の各項目について公表することが適当である。</p> <p>なお、接続料の原価とは、第一種指定設備管理運営費に他人資本費用、自己資本費用、調整額及び利益対応税の合計額を指し、網使用料算定根拠と同等の情報となっている。</p>
<p>意見24 メタルケーブルの新設及び撤去の実績についても公表されるべき。</p>	<p>考え方24</p>
<p>○ 「メタル回線の接続料原価」、及び「NTT東西殿のメタルケーブルの新規投資の動向」に係る情報が事前開示されることは、接続事業者の予見性の向上、及び次年度の接続料算定に向けNTT東西殿、総務省殿に接続事業者の問題意識を早期に共有し、接続料低廉化に向けた提案、協議を円滑に進めることに寄与することから、大変有意義であると考えます。</p> <p>なお、公表される情報の1つとして「メタルケーブルの総延長」が示されておりますが、NTT東西殿が効率的な設備運営を行っているかより詳細に把握するために、「当該年度に新設、及び撤去されたメタルケーブルの延長」も合わせて公表すべきと考えます。</p> <p>(イー・アクセス)</p>	<p>○ 報告書(案)に賛成の意見として承る。</p> <p>○ 新設及び撤去されたメタルケーブルの延長についても合わせて公表すべきとの意見については、考え方4のとおり、NTT東西の経営情報に当たり得るものと考えられる。このため、少なくとも、報告書(案)に示したとおり、①メタルケーブルの新規投資額及び②メタルケーブルの総延長を公表することが適当である。</p>
<p>意見25 メタル回線の接続料以外の接続料についても、接続料原価や稼働回線数実績等の詳細な情報について、可能な限り早期に開示されるべき。</p>	<p>考え方25</p>
<p>○ 4. メタル回線コストの予見性向上</p> <p>報告書案記載箇所 第6章 3. (1) ～以上を踏まえ、NTT東西に、接続料等の改定の認可申請より前の段階での①～④の項目の公表を求めたところ、毎年10月末に実施することが可能との回答を得た。</p> <p>第6章 3. (2)</p>	<p>○ 報告書(案)に賛成の意見として承る。</p> <p>○ メタル回線の接続料以外の接続料についての情報開示については、総務省において参考とすることが適当である。</p>

<p>以上を踏まえ、NTT東西に、①～③の事項についての公表を求めたところ、①②については毎年8月末に、③については毎年10月末に実施することが可能との回答を得た。</p> <p>弊社意見</p> <p>これまで接続事業者はNTT東西による認可申請に基づく情報開示を中心に翌年度の接続料水準を知ることとなっていました。算定に係る各種の根拠資料が事前に公表されることは予見性向上の観点からは大きな前進であるとともに、引き続き当該情報の公表の早期化と公表範囲の拡大が進展することを期待いたします。</p> <p>(TOKAI コミュニケーションズ)</p> <p>○ 今回、接続料に対する予見性向上の観点から、接続料原価や稼働回線数実績等の詳細な情報を接続会計公表後できるだけ速やかに開示することが指摘され、NTT東・西からも前向きな回答が得られているとのことですが、NTT東・西においては、可能な限り早期に開示していただきたいと考えます。</p> <p>なお、メタル回線に係る接続料に関する情報の早期公表のみならず、他の接続料についても同様の対応を取ることが必要と考えます。</p> <p>(KDDI)</p>	
---	--

8. その他

意見	考え方(案)
<p>意見26 芯線使用率の更なる低下やコスト削減を上回る需要減により、平成28年度以降の接続料は再度急激に上昇していくことが想定される。その際には、メタル回線接続料の算定方法の在り方について議論する場を設定すべき。なお、検討に際しては予測値を試算することが有意義。</p>	<p>考え方26</p>
<p>○ これらのコスト適性化により、平成26年度及び平成27年度の接続料の上昇抑止効果が見込まれると考えますが、未利用芯線比率の更なる上昇やコスト削減を上回る需要減により、平成28年度以降の接続料はまた急激に上昇していくことが想定されます。</p> <p>メタル回線を利用したサービスは、光サービス提供エリア外のユーザ等にとって</p>	<p>○ 今後の検討については、総務省において参考とすることが適当である。</p>

<p>は重要なアクセス手段であるということには変わりなく、依然として社会生活や経済活動の基盤を支える不可欠性の高い通信サービスを担っていることから、東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話株式会社殿(以下、併せて「NTT 東西殿」という。)より、メタル回線に関する効率化の取り組みといった長期的な計画や接続料水準の見直し等をご提示頂き、中長期的な視点で、メタル回線接続料の算定方法の在り方について議論する場の設定をお願いしたいと考えます。</p> <p>なお、将来の需要等を正確に予測することは困難と考えますが、一定の前提条件を置いた上で、需要やコスト削減効果を見込んだ予測値を試算することは可能と考えます。ある程度の幅があったとしても、中期的な接続料推移予測等について共有することは、将来の算定方式の在り方を検討するに当たっては、大変有意義なため、是非ご対応をお願いしたいと考えます。</p> <p>(ソフトバンク BB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> <p>○ また、今後も継続的にメタル回線の需要減が見込まれ数年後には再度上昇基調に転じることが想定されるため、その際には本検討会を改めて開催いただくか電話網移行円滑化委員会や競争政策委員会等にて、メタル回線を利用するサービスが存続する限り継続する課題として捉え、検討していただく必要があると考えます。</p> <p>(イー・アクセス)</p>	
<p>意見27 本検討会の結論に基づきメタル回線の接続料を算定しても、メタル回線の減少が続く限り、接続料の上昇は不可避。メタル回線のコストの在り方については、本検討会において検討が尽くされたところであり、その結論に基づき算定したメタル接続料が上昇したとしても、当該接続料については、NTT東西のメタル回線設備を利用する事業者に負担いただくを得ない。</p>	<p>考え方27</p>
<p>○ 当社としては、本検討会の結論に基づき、メタル接続料を算定していく考えですが、移動体等への需要シフトによるメタル回線の減少が続く限り、いずれメタル接続料が上昇していくことは不可避であると考えます。</p> <p>今回、メタル回線のコストの在り方については、本検討会において検討が尽くされたところであり、その結論に基づき算定したメタル接続料が上昇したとしても、当該接続料については、当社のメタル回線設備を利用する事業者にご負担いただくを得ないと考えます。</p>	<p>○ 総務省において参考とすることが適当である。</p>

<p>なるのではないか？ (個人)</p>	
<p>意見30 公正競争環境の下での、メタル回線の「供給におけるコストを抑制する為」及びメタル回線の「供給の必要性を無くす為」の諸課題が明らかになっており、その解決策について提言する。</p>	<p>考え方30</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○ 本検討会は、『規制の虜』に陥ってないか？総務省の範囲のみで解決できぬ課題では？ ○ 本検討会は、「公共料金に関する研究会(内閣府 消費者庁 消費生活情報課)」の提言に沿って行われてないのではないか？フォワード・ルッキング・コストの導入を図りたい。 ○ 本検討会は、公正取引委員会 独占禁止法の規制内容について理解しているか？また独占禁止法に基づいた自由な競争基盤の構築に向けて、コストの在り方の見地からどのように検討したか？そのコスト要因が独占禁止法に抵触しないのか？公正取引委員会の正式な回答の記載を求む。 ○ 本検討会は、平成22年12月の情報通信審議会答申における「ユニバーサルサービス制度の見直しの背景」を理解しているか？ 情報通信審議会に対し、接続規則の改正を実施する事により、接続規則不合理なコスト計上を防止・抑止する事を求む。 ○ 本検討会は、「会計研報告書に基いた減価償却の在り方」ならびに「IFRSの導入を踏まえた減価償却」について、検討を行うべきではないか？コンポーネントアカウント導入を図りたい。 ○ 本検討会は、接続事業者殿がその接続料で支払うコストよりも、NTT殿が利用者に提供する最終価格の方が安い実態について把握しているか？ また類似の理由により、過去にNTT殿に対し公正取引委員会より私的独占の審判審決が示された事を把握しているか？ ○ 本検討会は、CATV事業者殿による既存建築物業者との商慣習によって、NTT殿の光ファイバー回線の敷設が妨げられる事例について把握しているか？ 定量的な把握を、本検討会に求む。またマンションやビルにおける光ファイバー回線のコスト抑制効果のある敷設ならびに利用普及が進むよう、国交省や経産省との連携を提言する。 ○ 本検討会は、接続事業者殿がメタル回線から光ファイバー回線へのマイグレー 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本検討会での検討対象外と考えられるため、総務省において参考とすることが適当である。

<p>ションを行う場合において、そのNTT殿の負うコストを抑制させる為の方策について、情報通信審議会に対し、早急な検討を行うよう勧告を行うべきではないか？</p> <p>○ NTT殿がNTT法の第一条(目的)ならびに第三条(責務)を果たせないのであれば、情報通信審議会は、総務省の「ICT 重点技術の研究開発プロジェクト」に対し、光サービス市場への移行に資する研究開発を行うよう勧告を行うべきではないか？内閣官房は、「IT戦略会議」において、「日本経済再生本部」の示す成長戦略に資する光サービス市場への移行の施策を立案すべきではないか？</p> <p>○ 本検討会は、情報通信審議会に対し、そのコストが上昇する場合は、NTT 殿のアクセス回線を構造分離・資本分離の実施検討になる旨を報告すべきではないか？またNTT殿の経営の在り方がメタル回線のコストになっていないかの検証ならびに今後の予見性を高める為にNTT殿のガバナンスとマネジメントの改善を望む。</p> <p>○ 本検討会および情報通信審議会は、本報告書(案)に示されたコスト上昇と、平成22年に提案されていた、「アクセス回線会社」を設立した場合とのコスト比較の検証を行うべきではないか？ また、内閣官房は、「IT戦略会議」において、「日本経済再生本部」の示す成長戦略に資する「アクセス回線会社」の在り方への方針ならびに施策を立案すべきではないか？</p> <p>(個人)</p>	
<p>意見31</p>	<p>考え方31</p>
<p>○ メタル回線技術者の高齢化。20数年間光FTTHに依存しメタルの工事の減少により若年者に育成しない、出来ない、状況のため何故、育成賃金が出ず、発注者の単価低額により現場会社での経済的に若年者の雇用が100%不可能。</p> <p>社会保険、厚生年金、雇用保険、加入が出来ないようなシステム何故？元請同士の単価設定下請け業者には契約書、見積書、注文書全てが元請主導、出来るだけ1人親方に?請負なら本人の自己責任で国民保険、年金、労働時間制限無く使えるメリット</p> <p>これが元請の戦略商法現場での稼働者は殆どが1人請負、全国で数万人が。末端会社、1人請負の直接調査を願います。発注者NTT。</p> <p>(個人)</p>	<p>○ 本検討会での検討対象外と考えられる。</p>